

【インフルエンザ 出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）】

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

※発症した日（0日目）から数えると6日間の出席停止が必要です。

抗ウイルス薬により、早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症後5日を経過するまでは出席停止です。本人の回復のみならず、集団生活の中で感染の広がりを防ぐという意味があります。

【早見表】

例 1	発症後1日目に 解熱した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	<b>登校可能</b>		
		発熱	◎解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目					
		出席停止期間								
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	<b>登校可能</b>		
		発熱		◎解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止期間								
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	<b>登校可能</b>		
		発熱			◎解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止期間								
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	<b>登校可能</b>	
		発熱				◎解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止期間								
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	<b>登校可能</b>
		発熱					◎解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止期間								

◎ 発症後、5日目以降も発熱が続く場合は、出席停止期間が延長されます。

◎ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、その限りではありません。